

○公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領

平成13年3月29日付 監第1762号・企検第2474号
最終改正 平成21年3月31日付公入管第752号・建政第2387号

第1 趣旨

この要領は、大分県が発注する公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 発注見通しに関する事項の公表

1 契約担当者は、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（設計金額が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって、県の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるもの見通しに関する事項を、公表するものとする。

- ① 工事の名称
- ② 工事の場所
- ③ 工事の期間
- ④ 工事の種別
- ⑤ 工事の概要
- ⑥ 入札及び契約の方法
- ⑦ 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

2 前項の規定により公表した事項については、7月1日、10月1日及び1月1日を目途として見直すものとし、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項について、遅滞なく公表するものとする。

第3 入札の過程に関する事項の公表

契約担当者は、競争入札に付する公共工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって、県の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げる事項を、（1）については指名通知後、（2）及び（3）については落札候補者の決定後及び落札者の決定後、（4）については処理終了後、速やかに公表するものとする。

- （1）指名結果
 - ① 工事の名称
 - ② 工事の場所
 - ③ 入札予定日
 - ④ 指名した者の商号又は名称
 - ⑤ 予定価格
- （2）入札結果（⑨については、落札者の決定後とする。）
 - ① 工事の名称
 - ② 工事の場所
 - ③ 入札日
 - ④ 一般競争入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらのうち当該競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
 - ⑤ 入札者の商号又は名称及び入札金額（落札者が不在の場合において、入札執行後引き続いて地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約するものについては見積金額を含む。）
 - ⑥ 落札者（落札者の決定前は落札候補者）の商号又は名称及び落札金額
 - ⑦ 予定価格
 - ⑧ 低入札価格調査基準価格又は最低制限価格
 - ⑨ 低入札価格調査結果の概要
- （3）指名競争入札を行った場合におけるその者を指名した理由
- （4）入札及び契約に関する苦情を申し出た者の名称、苦情の内容及びその処理の結果

第4 契約の内容に関する事項の公表

契約担当者は、公共工事（予定価格が250万円を超えないもので随意契約を行ったもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって、県の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げる事項について、契約締結後、速やかに公表するものとする。

- ① 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ② 工事の名称
- ③ 工事の場所
- ④ 工事の種別
- ⑤ 工事の概要
- ⑥ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ⑦ 契約金額
- ⑧ 随意契約の相手方を選定した理由（随意契約を行った場合に限る。）
- ⑨ 契約の変更にあつては、変更の理由

第5 公表の方法

- 1 公表は、公衆の閲覧に供することにより行うものとする。
- 2 閲覧所を各発注機関に置き、当該発注機関の所管する工事に係る第2から第4に掲げる事項を閲覧に供するものとする。
- 3 閲覧に際しては、閲覧場所に閲覧簿（別記様式1）を備え、閲覧者に必要事項を記載させた後に、次に掲げる書類を閲覧に供するものとする。なお、(1)、(2)、(3)、(6)、(8)に関する事項の公表については、インターネットを利用して閲覧に供する方法を併用するものとする。

- (1) 発注見通し 公共工事発注見通し一覧表（別記様式2）
- (2) 指名結果 指名結果一覧表（別記様式3）
- (3) 入札結果 入札結果一覧表（別記様式4・4-2）
- (4) 一般競争入札参加資格確認結果 競争入札参加資格確認結果表
- (5) 低入札調査結果の概要 低入札価格調査結果概要書
- (6) 指名した理由 指名業者選定理由書（別記様式5）
- (7) 苦情処理の概要 苦情申立ての書面及び回答書並びに再苦情申立書及び知事等が回答を行った書面
- (8) 契約の内容 工事台帳（閲覧用）及び随意契約理由書

第6 公表期間

契約担当者は、第5の3に掲げる事項のうち(1)にあつては当該年度の3月31日まで、その他の事項にあつては閲覧に供する書類の発生年度の翌年度の3月31日まで公表するものとする。

なお、インターネットを利用した公表のうち(3)、(6)及び(8)の事項については、書類の発生した日から5年後の日が属する年度の3月31日まで公表するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

参考資料

公表の方法（第5）と公表期間（第6）の対照表

区 分	公 表 期 間 の 終 期		備 考	
	書類の閲覧による公表	インターネットを利用した公表		
公 表 事 項 （ 第 5 の 3 ）	(1)	当該年度の3月31日	当該年度の3月31日	
	(2)	書類の発生年度の翌年度の3月31日	書類の発生年度の翌年度の3月31日	
	(3)	書類の発生年度の翌年度の3月31日	書類が発生した日から5年後の日が属する年度の3月31日	
	(4)	書類の発生年度の翌年度の3月31日		
	(5)	書類の発生年度の翌年度の3月31日		
	(6)	書類の発生年度の翌年度の3月31日	書類が発生した日から5年後の日が属する年度の3月31日	
	(7)	書類の発生年度の翌年度の3月31日		
	(8)	書類の発生年度の翌年度の3月31日	書類が発生した日から5年後の日が属する年度の3月31日	

